

地域福祉実践計画

「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」

平成28年度～平成32年度



社会福祉法人 稚内市社会福祉協議会

はじめに

前回の地域福祉実践計画が完成した際に発生した東日本大震災から5年が経過しました。警察庁は、2016年(平成28年)3月10日、死者は15,894人、重軽傷者は6,152人、警察に届出があった行方不明者は2,561人であると発表しております。日本国内で起きた自然災害で死者・行方不明者の合計が1万人を超えたのは戦後初めてであります。また東日本大震災では避難所の不衛生や寒さなどが原因で、避難後に死亡する例(震災関連死)が高齢者を中心に相次いでおります。復興庁の統計では2015年9月末時点での集計で震災関連死と認定されたのは3,407人(福島県1,979人、宮城県918人、岩手県455人など)に上っています。

この大震災を経験した私たちは「災害」と「社協」のつながりについて改めて考えさせられた5年間となりました。その間も引き続き超少子高齢化の進行、過疎化と人口減少等の地域を巡る情勢の中で、子どもの貧困問題や保育所待機児童問題など次代を担う子どもたちの課題が大きくクローズアップされてきております。相変わらず地域住民の「つながり」の希薄化のもと、認知症同士の夫婦が支え合う「認認介護」も増加し、高齢者等の「孤独死」や児童などへの虐待、悪質商法・消費者被害、災害発生時における要援護者の把握・支援の問題も明確化しています。

このような時代における新たな福祉課題に対応できる計画を策定すべく再度「地域福祉実践計画策定委員会」を設置し、委員会において前計画を振り返りつつ新計画を策定することを目的に改めて熱心に検討を重ね策定いたしました。

この計画は基本目標を「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」とし、4本の基本計画と14本の重点推進目標およびそれぞれの具体的事業という構成になっております。この計画は継続性を持ちながら「新しい地域福祉」の推進のために、住民の福祉活動を発掘、育成し、地域住民が支え合う環境づくりをすすめ、住民自らの手による地域福祉活動を支援する5年間の計画であります。

誰もが住み慣れた地域で暮らし続ける地域包括ケアの為には、社協をはじめ、福祉サービス提供者、ボランティア、NPOなどがネットワークを組み、特徴を活かしながら地域づくりをすることが求められます。そのためには私たち社会福祉協議会はこの実践計画をもとに地域福祉の推進役として、地域福祉の新しい姿をめざして、地域の住民ニーズに応えた事業展開とより細やかな地域福祉の基盤づくりをめざします。

最後に、本計画策定にあたりまして、長期間にわたり熱心にご審議いただきました地域福祉実践計画策定委員の皆様をはじめ、関係団体の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成28年3月31日

社会福祉法人 稚内市社会福祉協議会
会 長 菅原 耕

目 次

1. 実践計画策定の流れ	P 3
2. 地域福祉実践計画 実施計画書体系図	P 4
3. 地域福祉実践計画実施計画書	
基本目標・基本計画 1	P 5
基本計画 2	P 8
基本計画 3	P12
基本計画 4	P16
4. 地域福祉実践計画策定要領	P19
5. 地域福祉実践計画策定委員会設置要綱	P20
6. 地域福祉実践計画策定委員会委員名簿	P21

1. 地域福祉実践計画策定の流れ

1. 地域福祉実践計画について（今までの経過と現在）

- | | | |
|-----------------|------------------|------|
| (1) 第1期地域福祉実践計画 | 昭和60年～平成元年 | 計画なし |
| (2) 第2期地域福祉実践計画 | 平成5年～平成14年 | 計画あり |
| | 前期 平成5～7年 | |
| | 中期 平成8～11年 | |
| | 後期 平成12～14年 | |
| (3) 第3期地域福祉実践計画 | 平成15年～平成19年 | 計画なし |
| (4) 地域福祉実践計画 | 平成23年～平成27年（5年間） | 計画あり |
| (5) 地域福祉実践計画 | 平成27年～見直し・策定年度 | |
| | 平成28年～平成32年（5年間） | |

2. 策定作業の流れと作業予定月

【ステップ1】 事前準備

- ①社協理事会・評議員会への事業提案・承認（平成26年度にて承認済み）
- ②策定委員会への参加案内

【ステップ2】 策定の為の組織づくり

- ①策定委員会の立ち上げ及び役員選出

【ステップ3】 振り返りチェックと問題の明確化

- ①旧地域福祉実践計画の論議不十分な部分の補足
- ②旧地域福祉実践計画の振り返り説明
- ③旧地域福祉実践計画内の項目チェックと新たな情報確認
- ④問題の明確化

【ステップ4】 基本目標・基本計画・実施計画策定

- ①事務局案の作成
- ②計画素案に対する委員全体からの意見集約
- ③計画案の確定

【ステップ5】 承認

【ステップ6】 計画作成・啓発・広報

3. 委員会開催回数実績

(1) 地域福祉実践計画策定委員会

- | | | | |
|-----|----------|---------|-------------------|
| 第1回 | 1月25日（月） | 18時30分 | 稚内市総合福祉センター4階大ホール |
| | 参加者 | 策定委員19名 | 事務局6名 計25名 |
| 第2回 | 2月25日（木） | 18時30分 | 稚内市総合福祉センター4階大ホール |
| | 参加者 | 策定委員22名 | 事務局3名 計25名 |
| 第3回 | 3月25日（金） | 18時30分 | 稚内市総合福祉センター4階大ホール |
| | 参加者 | 策定委員17名 | 事務局5名 計22名 |

3. 地域福祉実践計画 実施計画書

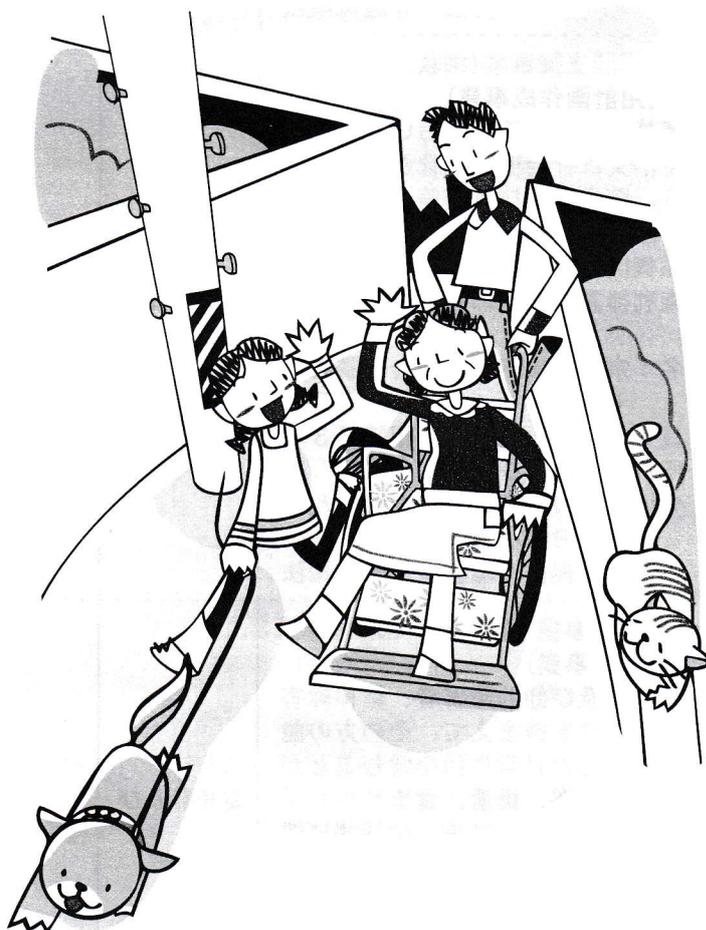
基本目標 ともに支え合う安心・安全・福祉のまちづくり

基本計画 1	地域の課題を発見・共有し、解決していくための仕組みづくり
--------	------------------------------

重点推進項目	実践項目・事業名			年次計画				
	具体的事業	財源区分	関係機関	28	29	30	31	32
町内会における 高齢者等の見守 り体制の整備・ 充実・強化をし ます	<p>(1) 福祉委員活動費助成事業</p> <p>今後国が進める「地域包括ケア」システムの構築を意識しながら、今まで通り町内会における見守り組織の活動を推進し、安心して住みやすい地域づくりのため、福祉部福祉委員を設置している町内会へ活動費を助成する。また定期的に連絡会議及び福祉部長会議等を開催し、日常的に地域実態の把握に努めるとともに要援護者に対する支援として行政や関係団体と連携し情報交換しながら具体的な検討をしていくこと、また福祉委員活動への具体的アドバイスや社協事業PRや最新地域福祉情報の提供をする。</p>	社協会費	町内会 民生委員 福祉委員	○	○	○	○	○
	<p>(2) ふれあいランチ事業</p> <p>市内町内会を指定し、町内会のこどもや親、学校教職員、町内会役員、民生委員が協力して、独居および高齢者夫婦世帯へお弁当を配達する事業を継続する。 (町内会単位の指定方式) また今後指定町内会数や助成金の基準見直しをする中でより市民に身近な事業展開を心がける。</p>	社協会費	町内会 民生委員 福祉委員 老人クラブ	○	○	○	○	○
	<p>(3) 防災関係事業 新規事業</p> <p>東日本大震災を経験した中で、社協における防災事業がより重視されるようになっており、要援護者支援、避難所支援、ボランティア受け入れ支援、救援物資の受け入れ支援、被災市民の情報収集など直接・間接支援業務が期待されております。基本的には稚内市防災計画に準拠しながら行政機関との連携を密にしながら社協としての役割を自覚し、社協内部研修の実施や各福祉団体へ自主防災計画等防災関係情報の提供や社協防災士の積極的な派遣につとめる。</p>	社協会費	町内会 民生委員 福祉委員 老人クラブ その他	○	○	○	○	○

重点推進項目	実践項目・事業名			年次計画				
	具体的事業	財源区分	関係機関	28	29	30	31	32
	<p>(4) 生活支援 新規事業 コーディネーター事業 稚内市の「生活支援体制整備事業」における「生活支援コーディネーター設置」について当社協が受託し、多様な主体による多様な取り組みのコーディネートを担い、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を一体的な活動として推進していく。具体的には、生活支援サービスの充実に向けて、地域ボランティア等の生活支援の担い手養成・発掘等の地域資源の開発やネットワーク化を推進する。 第1層コーディネーター 1名配置 第2層コーディネーター 2名配置予定</p>	稚内市委託費	行政 町内会 民生委員 福祉委員 老人クラブ その他	○	○	○	○	○
市内居住している高齢者・障害者の権利を擁護します	<p>(1) 成年後見・権利擁護サポート事業 ア 法人後見事業 認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が必ずしも十分でない人の権利や財産を守るため、社協が法定成年後見人、補佐人、補助人となることにより、本人の権利擁護を図る。 ①家庭裁判所審判により付与される同意権及び代理権に係る事務、後見事務 ②本人の居所を定期訪問し、安否確認と心身の状態及び生活状況の把握 ③財産調査を行い、財産目録を調製し、財産管理計画及び身上監護計画の策定。 ④金融機関の貸金庫及び社協金庫での財産の保管 ⑤台帳の整備 ⑥その他</p>	社協会費	稚内市 稚内市地域包括支援センター 稚内家庭裁判所 弁護士事務所	○	○	○	○	○
	<p>イ 権利擁護サポート事業 「日常生活自立支援事業」は認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者などの意志決定や意思表示の困難な在宅者に対し、福祉サービスの援助や代行、日常的な金銭管理などの地域生活支援サービスを提供する事業であり、訪問1回あたりのサービス利用料1200円の半額助成事業を実施する。 助成額：訪問1回につき利用料半額助成(600円相当)</p>	社協会費	北海道社会福祉協議会 他関係機関	○	○	○	○	○
	<p>ウ 日常生活自立支援事業 認知症や知的障害及び精神障害などにより判断能力が不十分な方への福祉サービスの利用援助を目的に具体的な福祉サービスの情報提供やお手伝い、金銭管理や公共料金支払い代行、通帳等の管理業務) (平成26年度より)</p>	社協会費	北海道社会福祉協議会	○	○	○	○	○

重点推進項目	実践項目・事業名			年次計画				
	具体的事業	財源区分	関係機関	28	29	30	31	32
	<p>工「稚内市権利擁護支援センター（仮称）」設立準備 新規事業</p> <p>高齢者、障害者本人や家族に対する相談業務・申立て業務・成年後見等支援実務及び宗谷管内における「地域福祉権利擁護（日常生活自立支援）事業」も含めた総合的に支援実施できるセンターの設立構想を関係機関と調整を図りながら検討する。</p>	公費及び委託費等	宗谷総合振興局 稚内市 北海道社会福祉協議会	○	○	○	○	○
策定した実践計画の評価をします	<p>(1) 地域福祉実践計画評価事業</p> <p>平成27年度に策定した地域福祉実践計画の評価反省をする。計画開始後5年目に予定。目標達成度等次期計画へつなげる評価と反省を実践計画策定委員会を設立し、検討した後、理事会内において報告し、ホームページや広報誌にて公表する。</p>	社協会費	社協実践計画策定委員会 理事会					○



基本計画 2	住民一人ひとりの生活課題を受け止め、解決していくための体制づくり
---------------	----------------------------------

重点推進項目	実践項目・事業名			年次計画				
	具体的事業	財源区分	関係機関	28	29	30	31	32
高齢者・障害者の地域生活を支えます	<p>(1) 指定居宅介護支援事業(ケアプラン及び介護予防プラン作成事業)</p> <p>介護の必要になった利用者が自宅において自立した生活を営むことができるように、利用者の心身の状況、環境等に応じ、利用者との相談をしながらあらゆる介護資源から適正な保健や医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。</p>	介護報酬	北海道 稚内市	○	○	○	○	○
	<p>(2) 指定居宅サービス事業(訪問介護及び介護予防訪問介護事業)</p> <p>介護の必要になった方の心身の特性をふまえてその方の能力に応じ、できるだけ自立した日常生活が出来るよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般の日常生活の世話等を訪問介護員が行い、老人等が健全に生活を営むためサービスを提供する。また常に経営的視点のもと、事業全体の検証を実施する。</p> <p style="text-align: right;">根拠法：介護保険法</p>	介護報酬	北海道 稚内市	○	○	○	○	○
	<p>(3) 指定相談支援事業(相談及びサービス利用計画作成事業)</p> <p>障害者等が普通に地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者及び家族等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言等を行う。関係機関等の連絡調整、その他障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う事業。</p> <p>事業所名：宗谷圏域障害者総合相談支援センター 相談員：センター長1名 相談員3名 事務所：稚内市及び枝幸町 委託先：稚内市、宗谷総合振興局及び各町村役場（5町1村） 根拠法：障害者総合支援法</p>	委託費及び公費	北海道 稚内市	○	○	○	○	○
	<p>(4) 居宅介護事業(障害者ホームヘルプサービス事業)</p> <p>身体障害者及び知的障害者、精神障害者の心身の特性を踏まえて、その方の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他生活全般にわたる援助を行う事業。また常に経営的視点のもと、事業全体の検証を実施する。</p> <p style="text-align: right;">根拠法：障害者総合支援法</p>	委託費及び公費	北海道 稚内市	○	○	○	○	○

重点推進項目	実践項目・事業名			年次計画				
	具体的事業	財源区分	関係機関	28	29	30	31	32
	(5) 指定居宅介護支援事業（訪問調査） 要介護認定（介護保険法）及び障害程度区分認定（障害者自立支援法）における訪問調査の実施。	稚内市委託	稚内市	○	○	○	○	○
	(6) 研修事業 介護保険事業関係職員は、相談支援技術の向上をめざし1年に1回以上の研修を受ける。 また全市的な研修の機会については、保険者である稚内市と検討をしていく。	介護報酬	北海道社会福祉協議会 他関係機関	○	○	○	○	○
生活のあらゆる相談に応じ解決に導きます	(1) ふれあい総合相談事業 ふれあい総合相談所として日常生活上、あらゆる相談に応じ、あらゆるニーズに対応すべく地域住民に対して、いつでも、誰でも、気軽に相談でき適切な助言援助を行う。 *第1第3月曜日－午後1時～3時 *場所－社会福祉協議会相談室	社協会費	民生委員	○	○	○	○	○
生活困窮者等の最後の砦機能として関係機関と連携して活動をすすめます	(1) 生活福祉資金の貸付及び援助活動 厚生労働省の要綱に基づき、他の貸し付け制度が利用出来ない低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談・支援により、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活をめざすことを目的として援助指導を行う。 [生活福祉資金] ①総合支援資金（生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費） ②福祉資金（福祉費・緊急小口資金） ③教育支援資金（教育支援費・就学支度費） ④不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金）厚生労働省の要綱に基づき、離職者を支援するための公的給付制度または公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸付けし、自律を支援することを目的として援助指導を行う。 [臨時特例つなぎ資金] *貸付限度額 10万円 *連帯保証人 不要 *貸付金利率 無利子 *返済 給付金及び貸付金を受けてから1ヶ月以内で一括返済	受託金、他	北海道社会福祉協議会 ハローワーク 稚内市	○	○	○	○	○

重点推進項目	実践項目・事業名			年次計画				
	具体的事業	財源区分	関係機関	28	29	30	31	32
	<p>(2) 生活福祉資金調査委員会の開催 貸付の可否について調査等内容を審議する。(対象:更生資金・福祉資金(福祉費・住宅関係)及び免除審査)貸付、償還事務の円滑な推進を図りつつ長期滞納世帯の調査及び償還督促等について密接な連携を図り効果的な事業推進を押し進める。</p>	社協	民生委員	○	○	○	○	○
	<p>(3) 民生児童委員連絡協議会との連携 各種貸し付け相談の際は地域の民生児童委員等に意見を求め、借り受け人の地域情報や生活背景をお聞きし、貸し付け判断の重要な参考にさせていただく。</p>	社協	民生委員	○	○	○	○	○
	<p>(4) 生活福祉資金貸付等の調査研究 貸付及び償還方法、長期滞納世帯等に対する対応等の調査研究を行う。 ①地区民協生活福祉資金推進部会への協力 ②生活福祉資金連絡会議への出席</p>	社協	民生委員	○	○	○	○	○
	<p>(5) 社協「生活資金」の貸付 経済的理由により、一時的に困窮する低所得世帯に貸付する。 *貸付額-1世帯5万円以内 ※低所得世帯であり、経済的な理由により一時的に困窮するものに対して、相談内容を精査し、特に緊急性が高い場合は資金を貸し付けする。</p>	社協	民生委員	○	○	○	○	○
	<p>(6) 「特別生活資金」の貸付 高齢福祉年金等を受給する。老人、心身障害者世帯等に対し、冬期間における生活を維持する資金(灯油代)の貸付を行う。 *12月1日から翌年2月末まで貸付 *貸付額-1世帯5万円以内</p>	受託金、他	民生委員	○	○	○	○	○

重点推進項目	実践項目・事業名			年次計画				
	具体的事業	財源区分	関係機関	28	29	30	31	32
	<p>(7) 生活困窮者自立促進事業</p> <p>「生活困窮者自立支援法」に基づき、平成27年度本格実施する事業である。生活困窮者の継続的・包括的な相談支援体制を体系的に実施する。訪問からアセスメント・プラン作成を通じて本人に沿った地域の各種資源をつなぎ、自立を支えるための相談支援体制を構築するため、中核的な機関として「自立生活支援センター」を中心に、本体を稚内市に、支所として枝幸町に職員を常駐させるとともに、関係機関の連絡調整会議の設置、開催及び運営をする事業。稚内市委託事業の中で、住宅給付支援に関わる相談、受付、申請業務を合わせて行う。(平成26年度より)</p> <p>対象：経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者</p> <p>名称：自立生活支援センター</p> <p>場所：稚内市社協及び枝幸町</p> <p>職員：5名(稚内市4人 枝幸町1人)</p> <p>委託先：稚内市及び宗谷総合振興局</p>	受託金、他	各種行政機関及び民間企業 その他	○	○	○	○	○



基本計画 3	地域づくりを主体的に担う人づくり
---------------	-------------------------

重点推進項目	実践項目・事業名			年次計画				
	具体的事業	財源区分	関係機関	28	29	30	31	32
ボランティア活動の充実とマンパワー育成につとめます	(1) ボランティアセンター運営事業 (相談、登録、斡旋) ボランティア活動の総合的な相談に応じ、活動したい方の積極的な登録、ボランティアが欲しい団体との需供調整を行う。またボランティアの育成や発掘に心がけるとともに福祉協力企画やボラ企画の相談、一般講座や専門講座、個人ボランティア講座開設の検討等、福祉教育との関わりから各学校の福祉教育部門との連携およびボランティア団体に対して活動推進のための相談に応じる。またボランティア活動のPR啓蒙強化を図るため、各種マスコミや掲示板、新聞、放送（FMわっぴー）等情報媒体の積極的な活用をする。	社協ボランティア基金	各関係機関	○	○	○	○	○
	(2) ボランティアセンター推進協議会 開催事業 市内ボランティア活動について幅広い見地から意見提言を行い、ボランティアの活動内容等が充実することを目的に開催する。	社協ボランティア基金	社協内協議会	○	○	○	○	○
	(3) 防災ボランティア講座開催事業 稚内市内における防災意識が高まる中で、特に地域におけるボランティアの役割や実際の防災ボランティア活動について広く啓蒙PRし、役立つ知識を習得するため講座を開催する。	社協ボランティア基金	行政 町内会及び 一般市民	○	○	○	○	○
	(4) 福祉団体活動助成事業 これからボランティア活動及び福祉活動等を開始しようとする団体・グループ等に対し申請を受け、審査し、団体・グループに対して限度額10万円、3年間の期間限定で助成する団体育成事業。活動内容等を精査し、活動継続性及び効果を考慮し、赤い羽根共同募金・総合福祉的事業（団体助成対象）として推薦していく。	社協ボランティア基金	各ボラン ティア団体	○	○	○	○	○

重点推進項目	実践項目・事業名			年次計画				
	具体的事業	財源区分	関係機関	28	29	30	31	32
	<p>(5) その他研修会参加</p> <p>* ボランティア愛ランド北海道〇〇大会参加</p> <p>* 管内ボランティア実践者交流会参加</p> <p>* 研修会、会議への出席及び参加</p> <p>* ボランティア情報のPR啓蒙事業</p> <p>社協広報誌内にコーナーを設置し、活動のPR啓蒙をし、ボランティア意識の向上と情報提供をする。(全戸配布)</p>	社協ボランティア基金	北海道社会福祉協議会・他	○	○	○	○	○
	<p>(6) ボランティア活動保険加入促進事業</p> <p>ボランティア活動中の様々な事故によるケガや賠償責任を補償するためのボランティア活動保険の加入促進、行幸用保険の加入手続き等。(対象: ボランティアグループ、NPO法人、町内会等)</p>	社協ボランティア基金	全国社会福祉協議会保険会社	○	○	○	○	○
	<p>(7) ボランティア関係団体助成事業</p> <p>市内に居住する障害児・者への支援を目的とした福祉活動の推進を図る目的のため福祉団体への助成を通じて、各種福祉活動の充実と向上を図る。</p> <p>[対象2団体]</p> <p>おもちゃライブラリーともしびの会</p> <p>稚内12.9障害者の日記念事業実行委員会</p>	社協会費	各ボランティア団体	○	○	○	○	○
	<p>(8) ボランティア情報のPR啓蒙事業</p> <p>社協広報誌内にコーナーを設置し、活動のPR啓蒙をし、ボランティア意識の向上と情報提供をする。(全戸配布)</p>	社協会費	各ボランティア団体	○	○	○	○	○
赤い羽根共同募金を活用した事業をします	<p>(1) 総合福祉的事業(団体助成)</p> <p>共同募金の特質に鑑み、地域に根ざした相互援助社会の構築に向け、高齢者、障害者等の支援を目的とした地域における在宅福祉活動の推進を図るという民間福祉活動の原則に従い各福祉団体への助成を通じて、福祉活動の充実と向上を図る。ただし、共同募金の目標額達成が毎年度困難な状況が継続している中で、一般公募という公平公正な申請方法を実施するとともに申請団体の活動内容、繰越金額の調査及び助成方法、助成金額の見直し等について助成審査委員会にて検討を行い、適正な助成に努める。</p> <p>[対象となる団体]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者関係団体 ・ 障害児・者関係団体 ・ 児童青少年団体 ・ 住民全般関係団体 ・ 交通防犯関係 その他 	共同募金	当該福祉団体	○	○	○	○	○

重点推進項目	実践項目・事業名			年次計画				
	具体的事業	財源区分	関係機関	28	29	30	31	32
	<p>(2) 稚内ふれあい広場ふくしフェスタ開催事業（9月第1週土曜日）</p> <p>毎回実行委員会にて内容検討し、一般市民参加型企画として市民とともに楽しいひとときを過ごしながら、障害者や高齢者が住みやすい福祉豊かな街づくりを考える機会にする。</p>	共同募金助成金	実行委員会参加19団体 稚内市	○	○	○	○	○
	<p>(3) 社協広報紙の発行事業（年4回発行全戸配布）</p> <p>最新の地域福祉情報及び社協主催の地域福祉サービスを市民に的確に提供するため社協広報紙を「広報わっかない」に含めて発行する。</p>	共同募金助成金	稚内市印刷会社	○	○	○	○	○
	<p>(4) ホームページ維持管理事業</p> <p>定期的に最新情報を更新し、「見える社協」「わかりやすい社協」を心がける。また広く情報提供・情報公開をし市民との双方向性の高いホームページの維持管理をする。</p>	共同募金助成金	市内契約企業	○	○	○	○	○
	<p>(5) 稚内市社会福祉大会開催事業</p> <p>3年に1度の開催年度に社会福祉大会を開催し、式典と記念講演会を実施する。</p>	共同募金助成金	北海道稚内市道共募		○			○
歳末助け合い配分金を活用した事業をします	<p>(1) 歳末たすけあい運動の推進</p> <p>12月1日より実施する歳末助けあい募金の内より「まごころ」という名称で見舞金等を配分する。ただし募金額減少にともない配分基準等の見直しが都度必要であり、「まごころ」支給について民生委員対象のアンケートを実施し今後の在り方等について研究していく。 *配分対象者 低所得世帯、独居老人、老人世帯、障害者世帯、母子世帯、父子世帯等</p>	歳末助け合い募金助成金	稚内市共同募金委員会	○	○	○	○	○
	<p>(2) ひとり暮らし老人等除雪サービス事業</p> <p>冬期間、ひとり暮らしの老人等が安心して生活できるようにするため、生活道路の確保を実施する。 *12月初旬より翌年3月末まで</p>	歳末助け合い募金助成金	市内一般企業 稚内大谷高校・他	○	○	○	○	○
社協愛情銀行を活用した事業をします	<p>(1) 老人の杖及び補助具等に対する助成事業</p> <p>杖及び補助具を必要とする老人に対し、割引価格で販売する。 窓口－市役所・社協事務局・総合福祉センター</p>	社協愛情銀行	稚内市	○	○	○	○	○
	<p>(2) 車椅子等の貸出事業</p> <p>各種障害を持った方に対し、車椅子等を無料貸出する。（介護保険外サービス）</p>	社協愛情銀行	一般市民	○	○	○	○	○

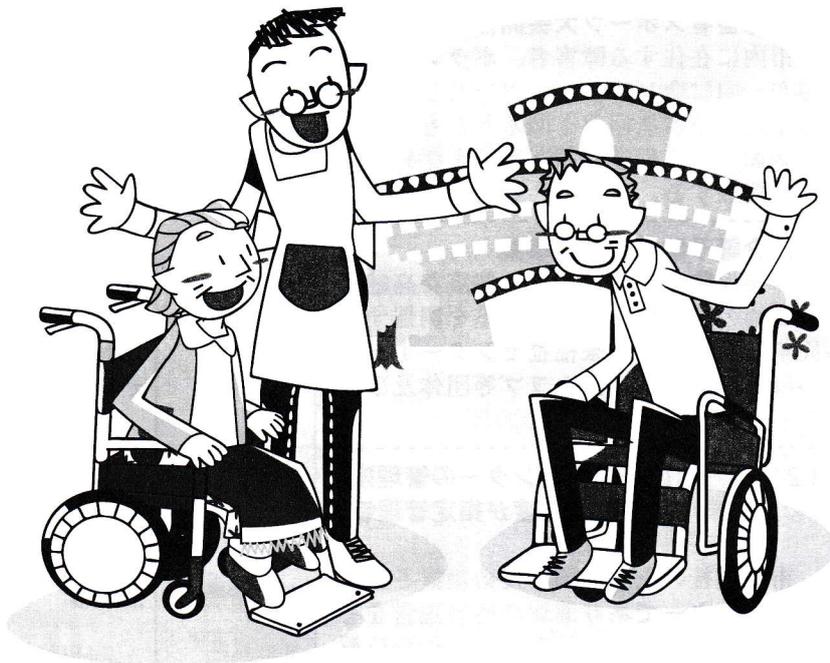
重点推進項目	実践項目・事業名			年次計画				
	具体的事業	財源区分	関係機関	28	29	30	31	32
	<p>(3) 災害被災者への援助活動（緊急援護） 火災及び自然災害により被害を受けた者に対し災害見舞金の支給を行う。 ＊見舞金支給額 1世帯－単身 10,000円 2人以上 20,000円 死 亡 20,000円</p>	社協愛情銀行	稚内市	○	○	○	○	○
	<p>(4) 無収入者見舞金事業 施設に入所している無年金の方へ毎月見舞金を配分する。年末はお年玉を支給する。しかし、事業開始した当時と社会情勢は変化しており、事業の見直しを含め公平性の観点から再検討対象事業である。</p>	社協愛情銀行	福祉施設	○	○	○	○	○
	<p>(5) 愛の小箱設置事業 「愛の小箱」新規募金箱設置開拓と活動促進を図る。</p>	社協愛情銀行	市内協力企業	○	○	○	○	○
福祉関係団体とのネットワークを推進します	<p>(1) 福祉団体の事務局業務 ①稚内市民生児童委員連絡協議会 ②稚内市老人クラブ連合会 ③稚内身体障害者福祉協会 ④稚内市遺族会 ⑤北海道共同募金委員会 ⑥おもちゃライブラリーともしびの会 ⑦稚内市町内会連絡協議会 （平成24年度より）</p>	社協	各福祉団体	○	○	○	○	○
	<p>(2) その他福祉ボランティア団体への協力 各事業推進や活動について相談に応じる体制をとる。</p>	社協	ボランティア団体	○	○	○	○	○
	<p>(3) 行専用テントの貸出事業 共同募金会から受配された行専用テントの無料貸出（福祉センター10張り）</p>	社協	北海道共同募金会	○	○	○	○	○

基本計画 4	課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり
---------------	--------------------------

重点推進項目	実践項目・事業名			年次計画				
	具体的事業	財源区分	関係機関	28	29	30	31	32
社協活性化の推進と社協役員体制の強化と事務局機能の充実につとめます	(1) 社協会員の加入促進 住民会員、団体・特別会員、法人会員の加入促進を図る。 *住民会員——1口 100円以上 *団体・特別会員1口1,000円以上 *法人会員——1口5,000円以上	社協会費	稚内市民 団体 法人企業	○	○	○	○	○
	(2) 三役会の開催 随時	社協	会長・副会長	○	○	○	○	○
	(3) 理事会の開催 随時	社協	社協理事	○	○	○	○	○
	(4) 評議員会の開催 年2回(予定)	社協	社協評議員	○	○	○	○	○
	(5) 監査の実施 本会監事による監査の実施(年4回)	社協	監事	○	○	○	○	○
	(6) 部会及び委員会の開催 総務部会・地域部会・ボランティアセンター推進協議会・生活福祉資金調査委員会	社協	部会員	○	○	○	○	○
	(7) 役員研修会の開催 四半期に一度、役員対象に社協職員が講師となり、具体的な社協事業について研修する中で、事業について理解を深めるとともに生活支援サービスとしての視点から社協事業見直しの機会とする。 (平成25年度より)	社協	社協役員	○	○	○	○	○
	(8) 関係機関団体との連携強化、会議行事への参加 社協活動推進にあたっては、地域住民組織、福祉施設、団体等と協働した推進方法をとる必要があり、これら調整を図るとともに一層の活動連携強化を図る。各会議、行事等に役職員に参加。							
	(9) 事務局体制の調整と充実 職員の資質向上と処遇の改善に努め、事務局体制の整備を促進する。	社協	稚内市 各種福祉団体	○	○	○	○	○

重点推進項目	実践項目・事業名			年次計画				
	具体的事業	財源区分	関係機関	28	29	30	31	32
財政の確立と財源の確保につとめます	(1) 公費補助及び共募配分金積極的増強 国・道の補助事業の積極的活用と共同募金（道地域・市地域）助成対象事業への拡大並びに市補助金の増額を進める。	公費補助金 各種助成金	北海道 稚内市 北海道共同 募金会	○	○	○	○	○
	(2) 全戸会員会費制度及び封筒制の推進強化 自主財源確保のため、地域住民の理解と協力のもと封筒による納入を推進する。	社協	一般市民 町内会	○	○	○	○	○
	(3) 社会福祉基金の増強と関連する事業の推進 市民の理解を得て基金増強に取り組む。	社協	一般市民 企業	○	○	○	○	○
	(4) 一般寄付及び愛情銀行の預託促進 役員が中心となり預託促進に努める。	社協	一般市民	○	○	○	○	○
公的事業の受託を継続します 【稚内市委託事業】	(1) ふれあい生活支援事業 ア. 生活ゆうゆう講座開催 (家族介護教室の開催) 介護方法や介護予防、介護者の健康づくりについての知識と技術を習得させ、介護を受けても地域などでいきいきと生活できるように講座（教室）を開催する。	稚内市委託	稚内市 町内会 民生委員 老人クラブ	○	○	○	○	○
	イ. 要約筆記奉仕員派遣事業 聴覚障害者等が会議や研修会に参加する際に聞こえの保障の一部として、OHP等の機器を利用して大きく映し出す活動の奉仕員であり、要請と派遣のコーディネートを実施する。	稚内市委託	稚内市 稚内身体障害者福祉協会 稚内要約筆記通訳サークル	○	○	○	○	○
	ウ. 障害者スポーツ大会開催事業 市内に在住する障害者、ボランティア等が一同に会し、スポーツを通して体力の維持及び機能回復を図るとともに、障害者間の交流促進し相互理解を深める目的で開催する。	稚内市委託	稚内市 関係福祉29団体	○	○	○	○	○
	エ. 介護予防普及啓発事業 介護保険を必要としない健康な高齢者のための認知症予防学習教室を開催する。固定教室として宝来福祉センター1ヶ所他は町内会及び老人クラブ等団体及びグループ指定で実施する。	稚内市委託	稚内市 町内会 老人クラブ その他	○	○	○	○	○
	(2) 稚内市総合福祉センターの管理運営業務（平成30年度が指定管理者指定最終年度） 市民福祉の向上を図るため設置されているセンターであり適切な管理運営を心がける。また地域福祉センター的な位置づけの中で広く市民に利用を促進して有効かつ充実した利用を図る。	稚内市委託	稚内市	○	○	○	○	○

重点推進項目	実践項目・事業名			年次計画				
	具体的事業	財源区分	関係機関	28	29	30	31	32
	<p>(3) 稚内市老人福祉センターの管理運営業務（平成30年度が指定管理者指定最終年度）</p> <p>老人福祉センターとして地域の広く高齢者の利用を促進して有効かつ充実した老人福祉の要としていく。</p>	稚内市委託	稚内市	○	○	○	○	○
	<p>(4) 稚内市宝来地区在宅介護支援センター事業</p> <p>在宅の要援護高齢者若しくは要援護となるおそれのある高齢者又はその家族等に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、ニーズに対応した各種の保健、福祉サービスが総合的に受けられるように連絡調整等の便宜を供与し福祉の向上を図るために設置する相談機関。「地域包括支援センター」の協力機関としての位置づけも加味され、初期相談窓口機能を有し、公平かつ中立的な立場で在宅保健福祉サービスを全体調整していく。</p> <p>※対象地域：宝来1～5丁目、恵比須1～5丁目、ノシャップ1～5丁目、富士見1～5丁目、ウロンナイ、豊浜、マタルナイ、坂の下、更喜苫内、恵北、上増幌、中増幌、下増幌、はまなす</p>	稚内市委託	稚内市	○	○	○	○	○



4. 地域福祉実践計画策定要領

1. 策定目的

近年、私たちの地域においても少子高齢化や核家族化が急速に進行しており、一方で人間関係の希薄化や相互扶助機能が弱まり、地域社会が大きく様変わりを見せています。高齢者夫婦世帯や一人暮らしの高齢者が増加し、医療・福祉制度の改正から高齢者も障害者も病院・福祉施設から在宅での生活へと移行してきており、地域における福祉ニーズが様々な形で増大してきています。

社会福祉協議会（以下「社協」という）は、地域住民、行政、福祉施設、福祉団体、ボランティア、民生児童委員、NPOなどと連携・協働しながら地域の福祉ニーズを受け止め、計画的な地域福祉活動の展開、地域福祉の基盤・体制づくり、社協運営・経営に取り組むことを目的に地域福祉実践計画を策定します。

2. 策定者 社会福祉法人 稚内市社会福祉協議会

3. 策定主管 稚内市社会福祉協議会 地域福祉実践計画策定委員会

4. 計画策定期間 平成27年度中

5. 計画の設定期間 平成28年度から平成32年度までの5年間

6. 計画の名称 稚内市社会福祉協議会 地域福祉実践計画（2016～2020）

7. 基本目標 「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」

8. 実践計画の構成 地域福祉実践計画（市社協が中心となって推進する活動の実施計画）

9. 計画の策定方法、及び実施

社協内に地域福祉実践計画策定委員会を設置し、計画内容を検討した後、社協会長へ答申します。社協会長は理事会に諮り、計画を決定するとともに、各年度の事業計画に盛り込まれた計画の具体化を図ります。

10. 実施主体・事務局 稚内市社会福祉協議会事務局

5. 地域福祉実践計画策定委員会 設置要綱

(設 置)

第1条 地域住民、行政、福祉施設、福祉団体、ボランティア、民生児童委員、NPOなどと連携・協働しながら地域の福祉ニーズを受け止め、計画的な地域福祉活動の展開、地域福祉の基盤・体制づくり、社協運営・経営に取り組むことを目的とし、平成28年度～平成32年度における本市の地域福祉実践計画を策定し、地域住民の福祉に関わる各種サービスを総合的且つ計画的に提供するため、稚内市社会福祉協議会地域福祉実践計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員会は以下の関係団体から選出した30人以内の委員をもって構成し、会長が委嘱する。

- (1) 社協役職員
- (2) 行政担当者
- (3) 町内会役員
- (4) 民生委員児童委員
- (5) ボランティア団体
- (6) 当事者団体
- (7) 福祉サービス事業者
- (8) 教育関係団体
- (9) 一般公募市民
- (10) その他の団体

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会は委員の互選により委員長1名、副委員長若干名をおく。

- 2 委員長は委員会を代表し、会議の長となる。また副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集する。

- 2 委員会には必要に応じて、部会を置くことができる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員会の議事に関係ある者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(報 告)

第5条 委員会は、地域福祉実践計画を立案したときは、会長に報告するものとする。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、稚内市社会福祉協議会事務局において処理する。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(付 則)

この要綱は、平成28年1月25日から施行する。

6. 地域福祉実践計画策定委員会委員名簿

(任期 自 平成28年1月25日～至 平成28年3月31日)

氏 名	選 出 団 体	社協関係・他	備 考
波 間 喜代志	学識経験者	社協理事・副会長	
永 井 允	稚内市町内会連絡協議会	社協理事・副会長	
杉 本 宏	稚内地区保護司会	社協理事・副会長	
佐 藤 孝	学識経験者	社協常務理事	
井 上 幹 雄	学識経験者	社協理事	
岡 谷 繁 勝	稚内市町内会連絡協議会	社協理事	
石 田 一 由	稚内市民生児童委員連絡協議会	社協理事	
池 田 昭 良	稚内市民生児童委員連絡協議会	社協理事	
井 澤 勝 義	稚内身体障害者福祉協議会	社協理事	
笹 川 笹 一	稚内市町内会連絡協議会	社協評議員	
日 名 美代子	稚内市赤十字奉仕団	社協評議員	
角 田 誠 次	手話サークル夢加手	社協評議員	
芳 川 政 雄	稚内市老人クラブ 連合会	社協評議員	
佐 藤 誠	子ども会育成	社協評議員	
亀 井 美恵子	はまなすの会	社協評議員	
山 田 和 子	たけのこの会	社協評議員	
澤 田 妙 子	ともしびの会	社協評議員	
宮 口 悠 子	稚内緑ヶ丘学園	社協評議員	
白 田 陽 彦	稚内木馬館	社協評議員	
鎌 田 正 之	稚内市校長会	社協評議員	
釜 口 英 子	稚内市地域保健推進委員会	社協評議員	
青 山 等	稚内市役所生活福祉部	社会福祉課長	
中 村 正 人	学識経験者		
今 村 仁 泰	(株)萩見総合食品センター		
古 川 裕 治	稚内身体障害者福祉協会	副会長	

合計 25 名

地 域 福 祉 実 践 計 画

平成28年 3 月発行

編集・発行 社会福祉法人 稚内市社会福祉協議会

〒097-0024 稚内市宝来 2 丁目 2 番24号

電話 0162-24-1139 FAX 0162-24-1159

URL <http://www.wk-syakyo.or.jp>

印 刷 株式会社 国境
